

長野県将来世代応援県民会議規約

第1章 名称と事務所

(名称)

第1条 この会議は、長野県将来世代応援県民会議という。

(事務所)

第2条 この会議の事務所は、長野市内に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 この会議は、長野県の将来を担う子ども・若者（以下「将来世代」という。）が健やかに成長し、豊かに学び、持てる力を社会で活かすこと及び安心して子どもを産み育てることの重要性に鑑み、多様な主体がネットワークを構築し、県民全体で将来世代を応援することを目的とする。

(事業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年を健全に育成し、持てる力を社会で活かすことを支援する県民の取組を推進するための事業
- (2) 結婚、子ども・子育て家庭を支援する県民の取組を推進するための事業
- (3) その他この会議の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この会議の会員は、第3条の目的に賛同する個人、団体、地方公共団体及び関係機関とする。

2 第3条の目的に賛同し、篤志寄付をする者は、賛助会員とする。

3 この会議に入会または退会しようとする者は、会長に申し出るものとする。

第4章 役員と事務局

(役員の種別と数)

第6条 この会議に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
理 事	30名以内
監 事	2名

(役員の職務)

第7条 会長は、この会議の業務を総理し、この会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、第18条に定めるところによりその職務を行う。

第8条 監事は、この会議の会計及び業務の執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員を選任)

第9条 会長は総会において会員（賛助会員を除く。以下同じ。）のうちから選任する。

- 2 副会長は、理事の中から会長が指名する。
- 3 理事は、会長が総会に諮って会員のうちから選任する。
- 4 監事は、総会の議決により会員のうちから選任する。

(役員の任期)

第10条 役員は任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため就任した役員は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了した場合には、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

(事務局)

第11条 この会議の事務を処理するため事務局及び地域事務局を置く。

- 2 事務局及び地域事務局に必要な職員を置く。
- 3 事務局及び地域事務局について必要な事項は別に定める。

第5章 会議

(会議の種類)

第12条 会議は、総会及び理事会とする。

(会議の招集等)

第13条 会議は会長が招集し、議長は会長が指名する。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、会議を招集できないやむを得ない理由があるときは、書面により会議の議事を決することができる。

(開会の定足数)

第14条 会議は、その会議を構成する構成員の過半数の出席がなければこれを開会することができない。

(議決の定足数)

第15条 会議の議事は会議の構成員で出席したもの（第13条第2項の場合にあっては、会議の構成員）の過半数の同意をもってこれを決する。

- 2 可否同数のときは、議長（第13条第2項の場合にあっては、会長）がこれを決する。

(表決の委任)

第16条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、代理人に会員の権限を委任することができる。

(総会)

第17条 総会は、この会議の最高決議機関であって、会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回以上開催するものとする。
- 3 次に掲げる事項は総会において審議する。
 - (1) 事業計画及び歳入歳出予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び歳入歳出決算の承認
 - (3) その他会長の付議した事項

(理事会)

第18条 理事会は、業務の執行機関であって、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 歳入歳出予算に関すること。
- (3) 業務の運営に関すること。
- (4) その他会長の付議した事項に関すること。

第6章 部会

(部会)

第19条 この会議の業務を推進するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、会長が指名した理事、会員及び有識者とする。
- 3 部会に部会長を置き、部会の構成員(理事に限る。)の中から会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の進行役として、構成員の中から座長を指名することができる。
- 5 部会に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 地域会議

(地域会議)

第20条 各地域の課題に応じた取組を推進するため、この会議に地域会議を設置する。

- 2 地域会議の事務は、第11条に規定する地域事務局が行う。
- 3 地域会議について必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(区分)

第21条 この会議の会計区分は次のとおりとする。

- (1) 一般会計
- (2) 特別会計

(経費)

第21条の2 この会議に要する経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費及び賛助会費)

第22条 この会議の会費は年3,000円とし、賛助会費は年10,000円以上とする。

(会計年度)

第23条 この会議の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第23条の2 この会議の事業計画及びこれに伴う歳入歳出予算は、毎事業年度開始前日までに会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会開催前の年度当初の歳入歳出については、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ業務を執行することができる。

(剰余金の分配の禁止)

第23条の3 この会議は、剰余金の分配は行わない。

第9章 規約の改正と解散

(規約の改正)

第24条 この規約は、総会において、出席者（第13条第2項の場合にあつては、会員）の4分の3以上の同意を得て改正することができる。

(解散)

第25条 この会議は、総会において、出席者の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

(残余財産の帰属)

第25条の2 この会議が解散をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、県に贈与するものとする。

第10章 補則

(細則)

第26条 この規約の施行について必要な事項は理事会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、昭和45年6月5日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、昭和46年12月2日から施行する。

(経過規定)

2 この規約改正前に選任された役員は、改正後の規約第9条の規定により選任されたものとみなす。

3 前項の規定により選任されたものとみなされた役員の任期は、改正後の規約第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正規約は、昭和52年5月30日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成2年6月12日から施行する。

附 則

この改正規約は、平成13年6月14日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、平成29年6月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の改正前にながの子ども・子育て応援県民会議が実施した事業その他の行為は、この会議が実施した事業その他の行為とみなす。

3 この規約の改正後、この会議が実施するながの子ども・子育て家庭優待パスポート制度については、当分の間、ながの子ども・子育て応援県民会議の名称を使用して実施することができるものとする。

附 則

この改正規約は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

この改正規約は、令和4年6月14日から施行する。